

令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3-（7））

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ-5-（2））
達成すべき目標	捜査・公判活動等を通じて個人の権利と公共の秩序・安全を守るため ・サイバー犯罪 ^{*1} に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。
目標設定の考え方・根拠	・サイバー犯罪は年々増加傾向にあり、その犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化していることから、サイバー犯罪に適切に対処するため、捜査・公判に従事する職員に対し、研修を通じて、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させ、捜査・公判能力の向上を図る必要がある。 ・犯罪被害者等の保護・支援をめぐっては、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が策定され、引き続き政府全体での取組が進められていること、また、平成29年6月に成立した性犯罪に関する刑法の一部を改正する法律については、その附帯決議において、捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー等の権利に十分配慮し、二次被害の防止に努めることが求められていることなどから、被害者の立場や境遇に配慮した対応が取れるようにするため、被害者支援担当者に対し、研修を通じて、被害者支援のための諸制度を理解させるとともに対応技能を習得させ、対応能力の向上を図る必要がある。 ・国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、一般市民から小・中・高校生までの幅広い国民を対象に、出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を実施し、理解の促進を図る必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○犯罪被害者等基本法 ^{*2} （平成16年法律第161号）第19条 ○第4次犯罪被害者等基本計画 ^{*3} （令和3年3月30日閣議決定） Ⅴ-第2-3-（1）キ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略 ^{*4} （平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ-1-（2）-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上
政策評価実施予定時期	令和4年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	3年度
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	—	—	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、法務省・検察庁においては、サイバー犯罪に適切に対処するため東京地方検察庁及び大阪地方検察庁にDFセンターを置くなどの対策を講じているところ、サイバー犯罪に全国的な規模で適切に対処するためには、捜査・公判活動に従事する職員に対し全国的な規模で研修を実施し、コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する確かな捜査・公判手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させる必要がある。

そこで、サイバー犯罪に適切に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査・公判能力の向上を図ることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含むアンケート結果等に基づいて研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修（中級編）^{*5}を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修（中級編）修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）^{*6}を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の感染拡大の影響を受け、感染リスクを低減する目的から、研修員数を減らした上で実施し、中級編については、令和元年度の約半数、上級編については、令和元年度の約75パーセントの研修員数とした。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
デジタルフォレンジック研修Ⅰ ^{*7} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	100.0 (60/60)	100.0 (60/60)	-	-	-
デジタルフォレンジック研修Ⅱ ^{*8} （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	98.0 (49/50)	100.0 (50/50)	-	-	-
デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	100.0 (59/59)	100.0 (60/60)	100.0 (29/29)

デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）	-	-	93.1 (27/29)	100.0 (16/16)	100.0 (12/12)
---	---	---	-----------------	------------------	------------------

測定指標	基準値	基準年度	施策の進捗状況（目標）		
			3年度		
2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％）	90	—	90以上		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

被害者支援担当者中央研修は、被害者支援担当者（被害者支援員⁹及び被害者支援を担当する検察事務官）に対し全国規模で行われているものであり、これを着実にいき、犯罪被害者の保護・支援に適切に対処するための知識と技能を身に付けさせることは、職員の対応能力の向上につながるため、指標として設定する。

施策の進捗状況（実績）

2年度

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う専門家による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

過去の実績値	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）（％）	93.6 (73/78)	88.5 (69/78)	94.9 (75/79)	96.9 (63/65)	89.2 (58/65)

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）		
			3年度		
3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	—	—	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。		

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。

そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至

るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、コロナによる影響を踏まえた上で活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

2年度

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施するとともに、検察広報用DVDを作成した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を行った。

なお、令和2年度は、コロナの感染拡大の影響を受け、参集型の広報活動を自粛せざるを得なかったところ、代替的手段としてオンラインによる配信講義や動画を制作して配信するなどの広報活動を行った。

また、地域の感染状況に応じて、十分な感染防止対策を講じた上で参集型の広報活動を実施するなど、適時適切な方法で積極的に広報活動を実施した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
広報活動の実施回数（回）	1,121	1,104	1,231	1,105	252

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①検察庁における司法修習の実施 (平成4年度)	37百万円 (29百万円)	36百万円 (26百万円)	34百万円 (23百万円)	35 百万円	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。				0015	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
②検察総合情報管理システムの運営 (平成15年度)	1,410百万円 (1,407百万円)	1,440百万円 (1,438百万円)	1,429百万円 (1,427百万円)	1,421 百万円 ※1	—
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライ				0016	

アント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
③各種犯罪への対応 (一年度)	1,992百万円 (1,846百万円)	2,753百万円 (2,384百万円)	2,708百万円 (2,584百万円)	2,154 百万円	1,2,3
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
<p>国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ確かな捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援、検察広報活動を実施する。</p> <p>特捜・財政経済事犯及びサイバー犯罪についても迅速かつ確かな捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。</p> <p>国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。</p> <p>犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。</p> <p>適正・迅速な検察活動を行うため、国民の理解と協力を得ることが必要であることから、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動を実施する。</p> <p>本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。</p>				0017	

施策の予算額・執行額	予算額計(執行額)			3年度 当初予算額
	30年度	元年度	2年度	
	3,486百万円 (3,319百万円)	4,324百万円 (3,911百万円)	4,216百万円 (4,059百万円)	3,682百万円 ※2

※1 内閣官房及びデジタル庁へ一括計上

※2 内閣官房及びデジタル庁へ一括計上分(1,421百万円)を含んだ予算額

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)」

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）」

V-第2-3-(1)-キ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)^{*10}等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」及び「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

*6 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*7「デジタルフォレンジック研修（中級編）」のとおり。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*8 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。